

# それでは 具体的にどのような点検・整備 をすればよいのですか？

(一社)日本内燃力発電設備協会では  
「**非常用自家発電設備保全マニュアル**」を発行し  
保全基準および必要な保全の内容、手順を判り易く解説しています。



(一社)日本内燃力発電設備協会が認定した自家発電設備の技術に精通している「自家用発電設備専門技術者」が非常用発電設備の点検を実施した場合、右の点検済証が貼付できます。



1年点検済証



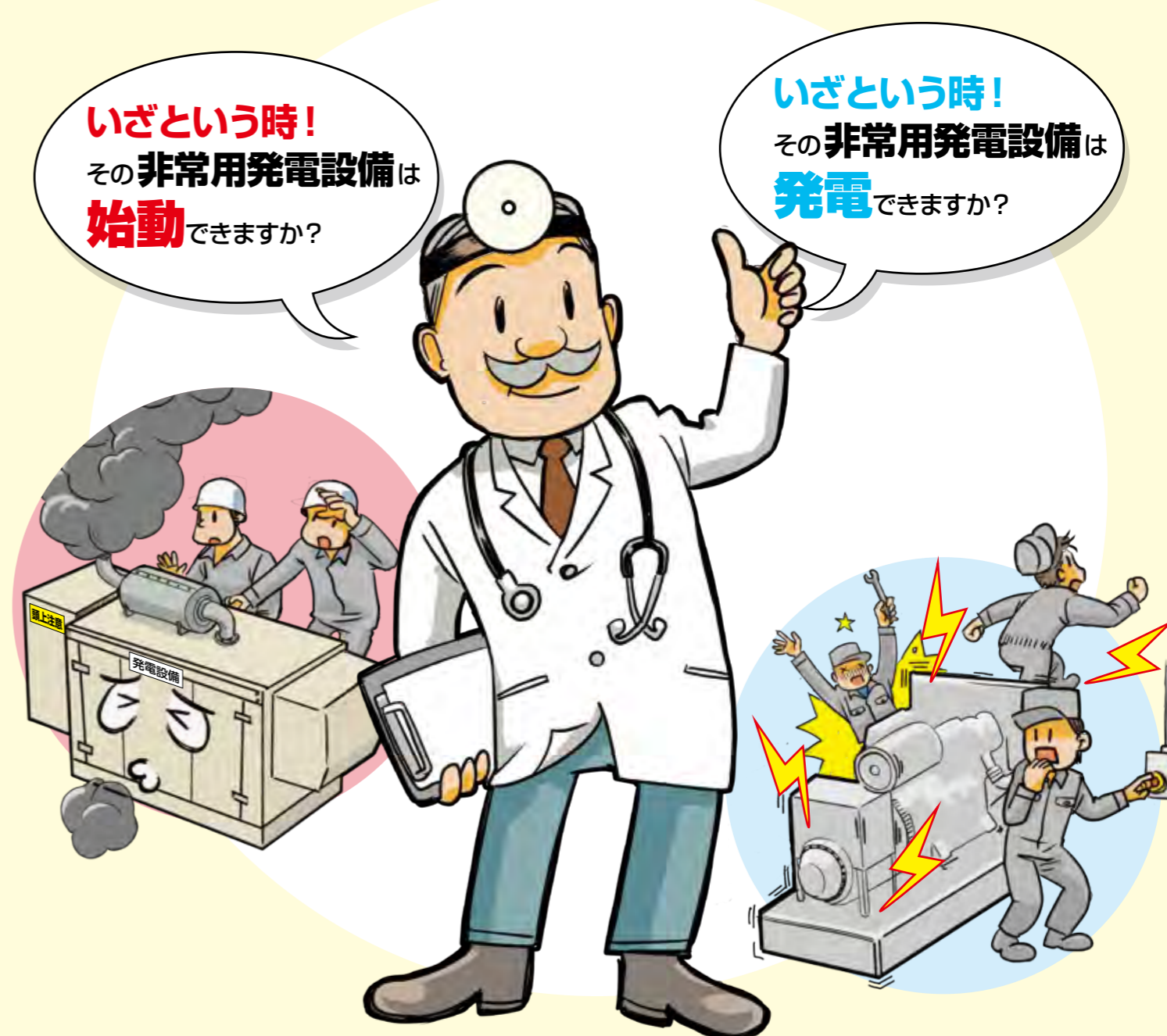
半年点検済証

**点検・整備の実施はユーザー(設置者)の責任です。  
定期点検を行い、適切な維持管理に努めましょう!**

一般社団法人 日本内燃力発電設備協会  
〒105-0014 東京都港区芝1-5-11 芝L'sビル2F  
TEL : 03(5439)4391(代) FAX : 03(5439)4393  
ホームページ <http://www.nega.or.jp>

# 非常用発電設備も 定期健診が必要です

今年の**定期点検**はもうお済みでしょうか？  
見えないところに**経年劣化**が潜んでいます。





適切な定期点検を怠ると、  
非常用発電設備の機能が著しく  
損なわれます！

それでは  
法令ではどのような点検・整備  
が定められていますか？

経年劣化による主な不適合事例



ピストンのスカフリング



冷却水ヒータの破孔



回転子巻線及び鉄心部の塵埃・発錆



屋外キュービクルの腐食



制御基盤の損傷



蓄電池端子部への硫酸塩の析出

非常用発電設備も自動車と同じく、定期的な法令点検が義務づけられており、また、点検結果の報告が必要です。

非常用発電設備の点検は、次の法令の規定により定められています

- 電気事業法に基づく保安規程で定める点検の基準
- 消防法に基づく非常電源としての点検の基準
- 建築基準法に基づく建築設備等の検査・点検の基準

法令による点検基準の概要

関係法	対象物	点検基準	点検内容	点検期間	報告時期
電気事業法	事業用電気工作物	保安規程	日常巡視 日常点検 定期点検 精密点検	保安規程による	-
消防法	特定防火対象物	点検基準 点検要領	機器点検 総合点検	6か月(機器点検) 及び 1年(総合点検)	消防機関 1年に1回
	非特定防火対象物				消防機関 3年に1回
建築基準法	政令で定める建築設備等 特定行政庁が指定する建築設備等	建築設備の検査 及び点検の基準	外観点検 性能検査	おおむね6か月 から1年に1回の 間隔	特定行政庁 おおむね6か月から 1年に1回 (国等の建築設備は除く)